



☆今年は已年、というわけではないのですが、今号のギャラリーは、鈴木博氏のハブの写真をご紹介いたします。周囲の環境にマッチして潜み、敵が近付くと鎌首をもたげて威嚇する様子が見事なまでに表現されています。こんな毒蛇にはかかわりたくありませんが、そのハブを捕る名人がいるというのですから驚きです。

☆次回の『標本棚』のテーマは「私の料理」です。料理の腕、ご自慢のメニュー等をぜひご紹介ください。

# APEX CLUB

'01/6 第12号

アペックス産業株式会社

## 『APEX CLUB』

発行 2001年6月1日(通算第12号)  
発行所 アペックス産業株式会社「APEX CLUB」編集委員会  
〒105-0014 東京都港区芝2-23-4  
電話 03-3455-6474 FAX 03-3455-6558  
発行人 元木 貢(編集委員)和田芳武 白坂昭子  
山口力広 三浦二郎  
(事務局)西海 彩  
制作協力 株式会社オービット



## ギャラリー

### 毒蛇ハブ

作・鈴木 博

(長崎大学熱帯医学研究所助教授)

#### ●プロフィール

鹿児島県生まれ。人間サマが勝手に有効と決めている昆蟲や動物を、野外を放浪しながら採取しては、それをメシの種にしている縄文人的学者。

最近は、ユスリカの採取にはまってしまい、ついこの前も、与那国島、南大東島の調査を行った。



雌

#### ●作者寸言

故南竹一郎氏は奄美のハブ捕りの第一人者。氏の案内で、奄美中央部の「城の鼻(ぐすくのはな)」の深い照葉樹林の中を、昼間、ハブを探して歩いていた時、出会ったのが写真のハブである。最初に見つけたのは見事な金ハブで雌。そして、数十メートル離れたところにトグロを巻いていたのが雄。いずれも体長2メートルを超す大物だった。南氏は「こりや番(つかい)じやあ」と小声で呟いた。あれから27年の時が過ぎてしまったとは……。

雄

## 嫌いの深層

### ★第一話

Y君は将来トマト農園をやりたいと考えている。また彼は料理が好き

で、中でもイタミシが得意で、自家

製のトマトが本場のイタリアで通用

するか試してみたいと夢見ている。

それでいてY君はトマトが苦手。

特に生は大嫌い。食感と中の汁がダメなのだ。それなのに、トマト農園

やトマトを素材とするイタミシに魅

かれるY君の心の深層には理解し難

いものがあるが、一応、加熱調理し

たものなら大丈夫ということで、彼

自身の心には矛盾はない。

嫌いだからこそ、あえて挑戦した

Y君は自らを「けなげ」と

思っているが、ひょっとしたらY君

は、本人が思う以上にチャレンジ精

神に溢れた大物で、実はとてもエラ

イのかも知れない。

★★第二話

K君は腕の良いベテラン社員。そ

れでいてゴキブリが苦手である。見

ただけで小娘のように「キヤー」と

悲鳴をあげて逃げ回るほど嫌いだ。

憎つきゴキブリの絶滅をと、都

市害虫筆頭のゴキブリ退治に挑戦す

る彼の心の深層は理解できなくな

い。誠に健気であり、エライ。

でも、ゴキブリの生息調査には、

粘着トラップにかかったゴキブリの

数を調べるトラッ

プ法が不可欠だ。

その時K君はしつ

かり目を開けて数

えているのだろう

か。ちょっと心配

だよね!

K君、大丈夫

だよね!

●心配の種

P.C業務に車は必需品。新人採用

には運転免許の保持が条件になつて

いるが、入社してくるのはベテラン

ドライバーとは限らない。当然、交

通事故防止には力を入れ、新人教育

時の運転講習は重要なカリキュラム

の一つになっている。

同乗した先輩が「いやあ、恐ろし

かった」というM君のよう若葉マ

ークの新人もいれば、T君のよう

に車庫入れを三時間やつて、一度もう

まく出来なかつたという例もある。

一方、慣れたら慣れたで、今度は

スピード違反やら、接触事故で皆に

迷惑をかける者も出てくる。

以前、カーレーサー経験者が入社

した時などは、レースまがいにタイ

ヤをきしませた運転が流行し、大変

心配させられた。

幸い、経験と歳を重ねることで、

無茶な運転はしなくなつてくるが、

その代わり、車の上や駐車場に作業

道具を置いたまま、忘れて出発して

しまうケースが目立つようになる。

アーティ、心配の種は尽きません。

●害虫の防除を統一的、かつ計画的に

行うこと」とあり、食品安全衛生法や労

働安全衛生法、学校保健法などをも

施設の清潔保持のため、年二回以

上の駆除を行うこと」と定めている。

一方、ビル管理法には「ネズミや

害虫の防除を統一的、かつ計画的に

行うこと」とあり、食品安全衛生法や労

働安全衛生法、学校保健法などをも

施設の清潔保持のため、年二回以

上の駆除を行うこと」と定めている。